

令和5年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時：令和5年7月18日（火）

15時～

場 所：市役所新館5階第1会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 諮問
4. 議題

(1) 令和4年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市犯罪被害者等支援条例の制定	総務部 自治振興課
2	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し	健康こども部 子育て支援課
3	四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定	環境経済部 環境政策課

(2) 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
4	使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	経営企画部 財政課
5	四街道市個人情報保護条例の廃止	総務部 総務課
6	四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止	総務部 総務課
7	四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
8	四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 子育て支援課
9	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
10	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
11	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
12	四街道市森林整備計画の樹立	環境経済部 産業振興課
13	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課

14	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
15	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
16	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
17	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課

(3) 令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
18	四街道市地域防災計画の改訂②等	危機管理室
19	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定	福祉サービス部 高齢者支援課
20	四街道市生涯学習推進計画（第4次）の策定	教育部 社会教育課

(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について

・その他

5. 閉会

令和5年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和5年7月18日資料]

議題(1) 令和4年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 四街道市犯罪被害者等支援条例の制定

実施状況シート(総括表)	1
実施状況シート3【審議会等手続】	3
審議会資料(諮問書、答申書)	4
実施結果公告	7
実施結果広報(ホームページ)	8
実施状況シート1【意見提出手続】	9
実施公告	10
実施広報(市政だより)	13
〃 (ホームページ)	14
実施結果公告	16
実施結果広報(ホームページ)	17

資料No.2 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し

実施状況シート(総括表)	19
実施状況シート3【審議会等手続】	21
審議会資料(諮問書、答申書)	22
実施結果公告	24
実施結果広報(ホームページ)	25
実施状況シート1【意見提出手続】	27
実施公告	28
実施広報(市政だより)	31
〃 (ホームページ)	32
実施結果公告	34
実施結果広報(ホームページ)	35

資料No.3 四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定

実施状況シート(総括表)	39
実施状況シート3【審議会等手続】	40

審議会資料（諮問書、答申書）	41
実施結果公告	43
実施結果広報（ホームページ）	44
実施状況シート1【意見提出手続】	45
実施公告	46
実施広報（市政だより）	49
//（ホームページ）	50
実施結果公告	52
実施結果広報（ホームページ）	53

議題（2）令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No. 4 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	55
適用除外公告	56
適用除外広報（ホームページ）	57

資料No. 5 四街道市個人情報保護条例の廃止

実施状況シート6【適用除外】	59
適用除外公告	60
適用除外広報（ホームページ）	61

資料No. 6 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

実施状況シート6【適用除外】	63
適用除外公告	64
適用除外広報（ホームページ）	65

資料No. 7 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	67
適用除外公告	68
適用除外広報（ホームページ）	69

資料No. 8 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	71
適用除外公告	72
適用除外広報（ホームページ）	73

資料No. 9	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	75
	適用除外公告	76
	適用除外広報（ホームページ）	77
資料No. 10	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	79
	適用除外公告	80
	適用除外広報（ホームページ）	81
資料No. 11	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	83
	適用除外公告	84
	適用除外広報（ホームページ）	85
資料No. 12	四街道市森林整備計画の樹立	
	実施状況シート6【適用除外】	87
	適用除外公告	88
	適用除外広報（ホームページ）	89
資料No. 13	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	91
	適用除外公告	92
	適用除外広報（ホームページ）	93
資料No. 14	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	95
	適用除外公告	96
	適用除外広報（ホームページ）	97
資料No. 15	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	99
	実施予定シート【適用除外】	100
	適用除外公告	101

適用除外広報（ホームページ）	102
----------------	-----

資料No. 16 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	103
実施予定シート【適用除外】	104
適用除外公告	105
適用除外広報（ホームページ）	106

資料No. 17 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	107
実施予定シート【適用除外】	108
適用除外公告	109
適用除外広報（ホームページ）	110

議題（3）令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No. 18 四街道市地域防災計画の改訂②等

実施予定シート	111
---------	-----

資料No. 19 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定

実施予定シート【適用除外】	113
---------------	-----

資料No. 20 四街道市生涯学習推進計画（第4次）の策定

実施予定シート【適用除外】	115
---------------	-----

議題（4）市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について

資料No. 21 市民参加手続の実施予定・実施状況	116
---------------------------	-----

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】総務部自治振興課 交通防犯係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市犯罪被害者等支援条例の制定				
概要	市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R 5 年 4 月 1 日制定	行政活動実施時期 *2	R 5 年 3 月 28 日公布 R 5 年 4 月 1 日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	条例案に係るパブリックコメント	R 4 年 11 月 1 日	R 4 年 11 月 1 日 ~R 4 年 12 月 1 日	0 人 0 件	R 4 年 12 月 6 日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市安全で安心なまちづくり協議会		R 4 年 8 月 30 日 R 4 年 10 月 6 日	1 人 15(3) 人	R 4 年 10 月 26 日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 総務部自治振興課 交通防犯係

行政活動の名称		四街道市犯罪被害者等支援条例の制定				
審議会等の名称		四街道市安全で安心なまちづくり協議会	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R4年8月30日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市犯罪被害者等支援条例案				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R4年8月30日(火)	(3)	[1]	年月日()	() []
		R4年10月6日(木)	(3)	[0]	年月日()	() []
		年月日()	()	[]	年月日()	() []
		年月日()	()	[]	年月日()	() []
意見提出された日	R4年10月6日	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R4年10月26日 公告第256号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年10月26日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	<input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

自 第 9 9 号
令和4年8月30日

四街道市安全で安心なまちづくり協議会
会長 黒田 弥 様

四街道市長 鈴木 陽介

「四街道市犯罪被害者等支援条例」について（諮問）

四街道市安全で安心なまちづくり条例第13条第2項の規定により、「四街道市犯罪被害者等支援条例」について、貴協議会の意見を求めます。

令和4年10月6日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市安全で安心なまちづくり協議会
会長 黒田 弥

「四街道市犯罪被害者等支援条例」について（答申）

令和4年8月30日付け自第99号で諮問のありましたこのことについて、
当協議会で慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

近年、凶悪犯罪が頻発し、二次的被害の防止等、犯罪被害者支援の重要性はますます高まり、犯罪被害者や家族等が直面している困難な状況を踏まえ、「地域社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、十分に配慮した対応」及び「関係機関が連携したきめ細やかな被害者支援」をこれまで以上に強化していく必要がある。

このような状況下、千葉県では令和3年4月1日に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、本市においても、犯罪被害者等支援に関する市民の理解を増進するため、基本理念や各主体の責務、支援の基本的事項等を明示した「犯罪被害者等支援に特化した犯罪被害者等の支援に関する条例」の制定に伴い、諮問案については、趣旨を踏まえつつ慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切であると評価する。

今後、条例の制定に向けて、市や、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するのはもちろんのこと、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害等に遭われた方へ十分な経済的支援を側面からすることで、再び平穏な生活が送れるようその実現に向けて努めることを強く要望する。

記

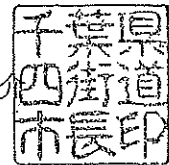
- 1 犯罪被害に遭うことで、医療費等の支出、休業による収入減及び捜査への対応・公判の傍聴・出席など、犯罪被害等は様々な経済的負担を強いられることから、経済的負担の軽減のため、支援金の支給など十分な施策を講じるよう努められたい。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮されたい。
- 3 犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行うものとされたい。
- 4 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮するものとされたい。
- 5 今後において、犯罪被害者等の支援その他の資金に充てるために収受した寄付金は、その管理に関し必要な事項や用途等を定めた基金を設置するよう努められたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年10月26日

四街道市長 鈴木陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市安全で安心なまちづくり協議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市犯罪被害者等支援条例（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申の意見については協議会での議論を整理、集約したものであり、また、条例案についてはその意見が十分に反映されているものであるため修正は行いませんでした。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、総務部自治振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

総務部自治振興課 (Tel. 043-421-6107)

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [今年度](#)
(審議会等手続) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会 (結果公表)

(審議会等手続) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会 (結果公表)

更新：2022年10月26日

「四街道市犯罪被害者等支援条例」に関する四街道市安全で安心なまちづくり協議会への諮問

「四街道市犯罪被害者等支援条例」について令和4年8月30日開催の四街道市安全で安心なまちづくり協議会において次のとおり諮問しました。

[諮問書 \(PDF: 59KB\)](#)

四街道市安全で安心なまちづくり協議会からの答申

令和4年10月6日開催の四街道市安全で安心なまちづくり協議会において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 186KB\)](#)

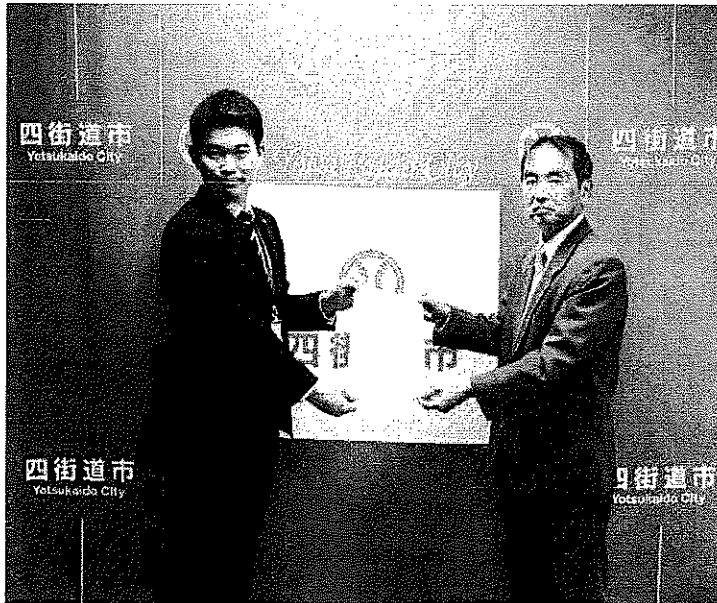
[四街道市犯罪被害者等支援条例 \(案\) \(PDF: 155KB\)](#)

今年度

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市犯罪被害者等支援条例 \(案\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会 \(結果公表\)](#)

情報が
見つからないときは



四街道市安全で安心なまちづくり協議会黒田会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方について

答申の意見については協議会での議論を整理、集約したものであり、また、条例案についてはその意見が十分に反映されているものであるため修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

[Get Adobe Acrobat Reader](#) [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

総務部自治振興課

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 自治振興課・交通防犯係

行政活動の名称		四街道市犯罪被害者等支援条例の制定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市犯罪被害者等支援条例案				
	公表日(公告日)・公告番号	R4年11月1日 公告第259号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R4年11月1日		<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年11月1日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> その他()				
実施	意見提出期間	R4年11月1日	～	R4年12月1日	30日間	
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 件	
		意見を反映した				件
		意見を反映しなかった				件
		その他(感想、案件以外の意見等)				件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年12月6日 公告第311号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年12月6日		<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

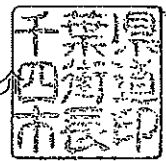
市民参加推進評価委員会コメント	

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年11月1日

四街道市長 鈴木 陽



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市犯罪被害者等支援条例案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。なお、ホームページからの入手が難しい方には、事前の申し出により窓口で配布する。（窓口配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。）

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

四街道市役所 総務部自治振興課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8922

総務部自治振興課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

総務部自治振興課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和4年11月1日（火）から12月1日（木）まで

※ 郵送の場合は、12月1日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年12月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

総務部自治振興課 (Tel. 043-421-6107)



新型コロナウイルス感染防止の観点から、イベントなど予定掲載後に開催予定が変更になる場合があります。また本人、同居人で1週間以内に37.5度以上の発熱や体調の優れない人がいる場合は参加を控えてください。



県最低賃金が改正されました

県内全ての事業所で働く労働者（パート、アルバイトなどを含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金（地域別最低賃金）」が10月1日から時間額984円に改正されました。（従来の953円から31円引き上げ）

詳細については、下記問い合わせ先が最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
 ⑤ 千葉労働局労働基準部賃金室
 ☎ 221-2328
 （担当：産業振興課）



オンライン・インターンシップフォーラム in ちば

学生の皆さんと、四街道市、千葉市、市原市内に本社、支店、営業所などを有する企業とのインターンシップマッチングイベントをオンライン開催します。

各企業のインターンシップ説明会へ訪問したり、企業紹介に参加したりすることが出来ます。その場でインターンシップへのエントリーも可能です。

とき：11月26日(土)13時～16時
 対象：6年3月卒業予定の学生（1～2年生、外国人留学生含む）
 ※参加費無料

開催方法：オンライン
 申し込み：11月4日(金)～QRコードより申し込み
 申し込みはこちら▼



株式会社学情
 ちばインターンシップ運営事務局
 ☎ 03-3593-1512
 （担当：産業振興課）



委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市地域包括支援センター運営等協議会	センターなどの適正、公正かつ中立な運営の確保	2人	5年5月1日～(2年間)	11月2日(火)～12月16日(金)	高齢者支援課 ☎421-6128

応募要件…市内に居住する介護保険の被保険者（40歳以上の人）で、任期中の会議に出席できる人
 報償など…委員報償を支給
 応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです
 ※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可
 ※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
犯罪被害者等支援条例の策定	11月1日(火)～12月1日(木)	自治振興課 ☎421-6107 FAX424-8922 ✉ yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】
 ①市内在住の人
 ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
 ③対象の行政活動に利害関係を有する人
 【資料の閲覧方法】
 担当課窓口のほか、市ホームページからも閲覧可

【意見提出方法】
 募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出
 ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [令和4年度](#)
(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集

(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集

更新：2022年11月1日

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

本市では、犯罪被害者やその家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、「四街道市犯罪被害者等支援条例」を制定することとしましたので、市民の皆様にご公表し、意見を募集いたします。

意見募集する案件

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・閲覧場所 総務部自治振興課窓口(市役所分館1階)
- ・閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ(以下よりダウンロード)

[四街道市犯罪被害者等支援条例\(案\)\(PDF:155KB\)](#)

意見募集期間

令和4年11月1日(火曜)から12月1日(木曜)まで
郵送の場合は、令和4年12月1日(木曜)必着
持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人(脚注1)
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に在学する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体(脚注2)

(脚注1) 国籍、年齢等は問いません。

(脚注2) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書(任意様式)に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書\(参考様式\)\(ワード:35KB\)](#)

持参

総務部自治振興課(四街道市役所分館1階)

令和4年度

- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画\(区域施策編\)に係る意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市こどもプラン~第2期子ども・子育て支援事業計画~中間年の見直し\(案\)に係るパブリックコメントの実施\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編\(案\)に係る四街道市環境審議会\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市こどもプラン~第2期子ども・子育て支援事業計画~の中間年の見直し\(結果公表\)](#)
- ▶ [四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議\(ワークショップ\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市犯罪被害者等支援条例\(案\)に係る意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会\(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
総務部自治振興課あて
12月1日（木曜）必着

FAX

FAX番号：043-424-8922
総務部自治振興課あて

電子メール

メールアドレス：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

総務部自治振興課あて

脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2：ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和4年12月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

お問い合わせ

総務部自治振興課

電話：043-421-6106・6107

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

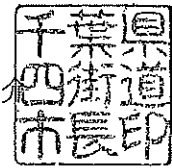
Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年12月6日

四街道市長 鈴木 陽



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市犯罪被害者等支援条例（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

上記の別紙1～3は、総務部自治振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

総務部自治振興課（TEL 043-421-6107）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [今年度](#)
(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

更新：2022年12月6日

今年度

(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

(審議会等手続) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会(結果公表)

情報が

見つからないときは

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数0人
意見提出件数0件

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を条例案としました。

[四街道市犯罪被害者等支援条例\(案\) \(PDF: 155KB\)](#)

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

本市では、犯罪被害者やその家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、「四街道市犯罪被害者等支援条例」を制定することとしましたので、市民の皆様にご公表し、意見を募集いたします。意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

四街道市犯罪被害者等支援条例(案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・閲覧場所 総務部自治振興課窓口(市役所分館1階)
- ・閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ(以下よりダウンロード)

[四街道市犯罪被害者等支援条例\(案\) \(PDF: 155KB\)](#)

意見募集期間

令和4年11月1日(火曜)から12月1日(木曜)まで
郵送の場合は、令和4年12月1日(木曜)必着
持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人(脚注1)
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に在学する人

5. 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

 [意見書（参考様式）（ワード：35KB）](#)

持参

総務部自治振興課（四街道市役所分館1階）

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
総務部自治振興課あて
12月1日（木曜）必着

FAX

FAX番号：043-424-8922
総務部自治振興課あて

電子メール

メールアドレス：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

総務部自治振興課あて

脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2：ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和4年12月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

お問い合わせ

総務部自治振興課

電話：043-421-6106・6107

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し				
概要	子ども・子育て支援法第61条の規定により令和2年3月に策定した本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要になるとされている。令和4年3月18日付けで内閣府より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を基準に見直しの要否を検証したところ、計画で定めた量の見込みと実績値の間に乖離がみられたため、計画の一部見直しを実施するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R5年3月31日決定	行政活動実施時期 *2	R5年3月31日実施	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係るパブリックコメント	R5年2月14日	R5年2月14日～R5年3月16日	0人 0件	R5年3月23日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議		R4年8月4日～R5年2月2日	5人 15(3)人	R5年2月7日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 健康子ども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係る審議会等手続				
審議会等の名称		四街道市子ども・子育て会議	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R4年8月4日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	R4年8月4日(木)	(3)	[0]	年 月 日()	() []
		R4年11月17日(木)	(2)	[3]	年 月 日()	() []
		R5年2月2日(木)	(2)	[2]	年 月 日()	() []
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	() []
意見提出された日	R5年2月2日	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した見直し案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した見直し案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した見直し最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する見直し案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R5年2月7日 公告第39号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年2月7日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

子 第 200 号
令和4年8月4日

四街道市子ども・子育て会議
会長 伊藤 祐子 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直しについて（諮問）

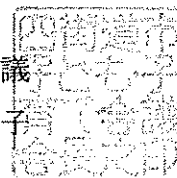
四街道市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直しについて貴会議の意見を求めます。

令和5年2月2日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市子ども・子育て会議

会長 伊藤 祐子



四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直しについて（答申）

令和4年8月4日付字第200号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

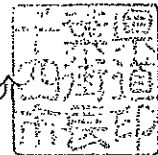
四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直しについては、別添の四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し（案）のとおりとされたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年2月7日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市子ども・子育て会議

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別添1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申（別添2）については、市が提示した見直し案に対し承認をいただいたことから、修正等はありませんでした。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

健康こども部子育て支援課（TEL 043-421-6124）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [今年度終了した市民参加手続](#)
(審議会等手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し (結果公表)

(審議会等手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し (結果公表)

更新：2023年2月7日

四街道市子ども・子育て会議への諮問

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直しについて、令和4年8月4日に四街道市子ども・子育て会議へ諮問しました。

[諮問書 \(PDF: 96KB\)](#)

四街道市子ども・子育て会議からの答申

令和5年2月2日に次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 114KB\)](#)

[別添 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し \(案\) \(PDF: 408KB\)](#)

答申に対する市の考え方

答申については、市が提示した見直し案に対し承認をいただいたことから、修正等は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124 (子育て支援係) 043-388-8100 (家庭児童相談係)

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・休日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

今年度終了した市民参加手続

[\(市民会議\) よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編 \(案\) に係る四街道市環境審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)



情報が

見つからないときは

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係るパブリックコメント					
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)					
	公表日(公告日)・公告番号	R5年2月14日 公告第43号					
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R5年2月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年2月14日	<input type="checkbox"/> 回覧	年月日		
		<input type="checkbox"/> その他()					
実施	意見提出期間	R5年2月14日 ~ R5年3月16日		31日間			
	期間短縮した場合の理由						
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし		
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	件	
		意見を反映した					件
		意見を反映しなかった					件
		その他(感想、案件以外の意見等)					件
	公表日(公告日)・公告番号	R5年3月23日 公告第63号					
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報	年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年3月23日	<input type="checkbox"/> 回覧	年月日	
		<input type="checkbox"/> その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年2月14日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康子ども部子育て支援課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名並びに学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名並びに利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有する事項、
連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

健康こども部子育て支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011

健康こども部子育て支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

健康こども部子育て支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4. 意見提出期間

令和5年2月14日（火）から3月16日（木）まで

※ 郵送の場合は、3月16日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5. 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和5年3月下旬

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部子育て支援課 (Tel. 043-421-6124)



新型コロナウイルス感染防止の観点から、イベントなど予定掲載後に開催予定が変更になる場合があります。また本人、同居人で発熱や体調の優れない人がいる場合は参加を控えてください。



甲種防火管理新規講習

とき…4月21日(金)・22日(土)9時20分～16時50分ごろ
 ところ…文化センター 会議室
 201・202
 定員…60人

参加費…8000円(テキスト代含む)

申し込み…2月28日(火)～3月7日(火)9時～16時に、(一財)日本防火・防災協会にFAX(03-6274-6977)で申込書を送付するか、インターネットから申し込み

※詳しくは消防本部予防課で配布する講習の案内、または同協会のホームページをご覧ください
 ※新型コロナウイルスの感染拡大

防止対策のため規模縮小または中止となる場合があります。随時同協会ホームページをご確認ください

消防本部予防課

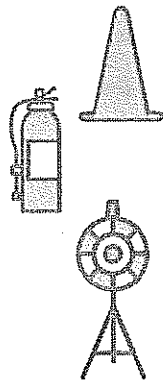
☎422-2485

※申し込みに関するお問い合わせ(一財)日本防火・防災協会

☎03-6263-9903

※講習会場に関するお問い合わせ(一社)千葉県消防設備協会

☎043-306-3871



教育委員会会議定例会

とき…2月24日(金)14時～

ところ…第二庁舎

《傍聴について》

定員…先着3人 ※予約不要

☎教育総務課 ☎424-18924

※駐車場には限りがありますので、車での来場はご遠慮ください
 ※傍聴には、マスクの着用、アルコール消毒、健康状況の報告(自宅での検温)が必要です
 ※新型コロナウイルス感染症の状況により急ぎよ傍聴を中止する場合がありますので、事前にお問い合わせください

委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市地域包括支援センター運営等協議会	センターなどの適正、公正かつ中立な運営の確保	1人	5年5月1日～7年4月30日(2年間)	2月16日(休)～3月17日(金)	高齢者支援課 ☎421-6128

応募要件…市内に居住する介護保険の被保険者(40歳以上)で、任期中の会議に出席できる人
 報酬など…会議出席1回6,000円
 ※交通費は支給しません
 応募方法…募集期間内に応募用紙とレポート「認知症と共生する社会に向けて」(800字程度)を担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、本協議会の委員となることができるのは6年までです
 ※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日のみ)などで配布するほか、市ホームページから入手可
 ※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
第2期子どもプランの中間年の見直し(案)	3月16日(休)まで	子育て支援課 ☎421-6124 FAX424-2011 ✉ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】
 ①市内在住・在勤・在学の人
 ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
 ③対象の行政活動に利害関係を有する人

【資料の配布方法】
 担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

【意見提出方法】
 募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出
 ※結果の公表については、市ホームページなどで行います
 ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度の市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し (案) に係るパブリックコメントの実施

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し (案) に係るパブリックコメントの実施

更新：2023年2月14日

今年度の市民参加手続

[四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議 \(ワークショップ\)](#)

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

情報が
見つからないときは

子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされています。

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としていますが、計画策定から2年が経過し、計画で定めた量の見込み (需要量) 及び確保方策 (供給量) とこれらの実績値との間に大きな乖離が見られたことから、令和5年度以降の量の見込みと確保方策の見直しを行うこととしましたので、広く皆様からの意見を募集します。

意見募集する案件

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・閲覧場所：健康こども部子育て支援課窓口 (市役所1階)
- ・閲覧時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ (以下よりダウンロード)

- [四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し \(案\) \(PDF: 407KB\)](#)

意見提出ができる人

- ▶ 市内に住所を有する人 (脚注1)
- ▶ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ▶ 市内に事務所等に勤務する人
- ▶ 市内の学校に在学する人
- ▶ 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 (脚注2)

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書 (様式は任意) に案件名、氏名、住所、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)、意見、その他必要事項 (脚注1) をご記入のうえ、以下の方法で提出してください。


なお、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注1：その他必要事項については、次のとおりです。

- ▶ 市内に事務所又は事業所を有する個人は、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ▶ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

- ・市内の事務所又は事業所に勤務する者は、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ・市内の学校に在学する者は、学校の名称及び所在地
- ・意見提出手続の対象に利害関係を有する個人は、利害関係を有する事項
- ・意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項

脚注2：氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために使用します。

 [意見書（参考様式）（ワード：32KB）](#)

こちらから意見書の参考様式をダウンロードできます。

持参

健康こども部子育て支援課窓口（市役所1階）

郵送

〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市健康こども部子育て支援課あて

FAX

FAX番号：043-424-2011
四街道市健康こども部子育て支援課あて

電子メール

メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市健康こども部子育て支援課あて
脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
脚注2：添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。


意見提出期間

令和5年2月14日（火曜）から3月16日（木曜）まで
脚注1：郵送の場合は、令和5年3月16日（木曜）必着
脚注2：持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見の検討結果の公表

令和5年3月下旬
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。
脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)


お問い合わせ

健康こども部子育て支援課
電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-388-8100（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

[市役所への行き方](#)

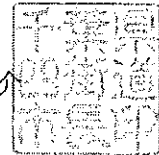
[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年3月23日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部子育て支援課 (Tel. 043-421-6124)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)に係るパブリックコメントの実施(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)に係るパブリックコメントの実施(結果公表)

更新：2023年3月23日

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係る意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- ▶ 意見提出者数0人
- ▶ 意見提出件数0件

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改正案としました。

☞ [四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し\(案\)](#) (PDF: 407KB)

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直しに係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされています。

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としていますが、計画策定から2年が経過し、計画で定めた量の見込み(需要量)及び確保方策(供給量)とこれらの実績値との間に大きな乖離が見られたことから、令和5年度以降の量の見込みと確保方策の見直しを行うこととしましたので、広く皆様からの意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・ 閲覧場所：健康こども部子育て支援課窓口(市役所1階)
- ・ 閲覧時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ(以下よりダウンロード)

☞ [四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し\(案\)](#) (PDF: 407KB)

意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人(脚注1)

今年度の市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し(案)に係るパブリックコメントの実施(結果公表)

[四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議\(ワークショップ\)](#)

情報が

見つからないときは

- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体（脚注2）

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書（様式は任意）に案件名、氏名、住所、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）、意見、その他必要事項（脚注1）をご記入のうえ、以下の方法で提出してください。

なお、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注1：その他必要事項については、次のとおりです。

- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人は、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する者は、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ・ 市内の学校に在学する者は、学校の名称及び所在地
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人は、利害関係を有する事項
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項

脚注2：氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために使用します。

 [意見書（参考様式）（ワード：32KB）](#)

こちらから意見書の参考様式をダウンロードできます。

持参

健康こども部子育て支援課窓口（市役所1階）

郵送

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育て支援課あて

FAX

FAX番号：043-424-2011

四街道市健康こども部子育て支援課あて

電子メール

メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市健康こども部子育て支援課あて

脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2：添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

意見提出期間

令和5年2月14日（火曜）から3月16日（木曜）まで

脚注1：郵送の場合は、令和5年3月16日（木曜）必着

脚注2：持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見の検討結果の公表

令和5年3月下旬

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-388-8100（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】環境経済部環境政策課 環境保全係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定(令和5年度～令和12年度)				
概要	本市は2050年のカーボンニュートラルを宣言しており、その実現に向け市、市民、事業者等が積極的に温室効果ガスの削減に取り組むよう中間計画を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R5年3月31日決定	行政活動実施時期*2	R5年3月31日実施	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(案)に係るパブリックコメント	R5年2月17日	R5年2月17日～R5年3月20日	0人 0件	R5年3月23日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	環境審議会		R5年2月2日～R5年2月15日	1人 13(4)人	R5年2月17日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 環境経済部環境政策課 環境保全係

行政活動の名称		四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定(令和5年度～令和12年度)				
審議会等の名称		四街道市環境審議会	委員数(うち公募)	14(5)人		
実施	意見を求めた日	R5年2月2日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問	<input type="checkbox"/> 依頼	<input type="checkbox"/> その他()	
	計画等、資料の名称	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	R5年2月2日(木)	(4)	(0)	年 月 日()	() ()
		R5年2月15日(水)	(4)	(1)	年 月 日()	() ()
		年 月 日()	()	()	年 月 日()	() ()
	意見提出された日	R5年2月15日	<input checked="" type="checkbox"/> 答申	<input type="checkbox"/> 提言	<input type="checkbox"/> その他()	
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した見直し案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した見直し案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した見直し最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する見直し案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R5年2月17日 公告第45号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年2月17日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

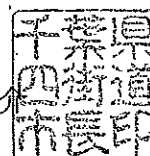
市民参加推進評価委員会コメント	

環 第 3 9 4 号
令和5年2月2日

四街道市環境審議会

会長 加藤 和彦 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について（諮問）

四街道市環境審議会条例（平成3年四街道市条例第5号）第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

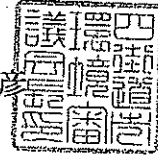
記

- 1 四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について

令和5年2月15日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市環境審議会
会長 加藤 和彦



四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について（答申）

令和5年2月2日付環第394号で本審議会が諮問を受けた、四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）については、市域から排出される二酸化炭素を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するため、市民、事業者、市等の各主体における取組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

本計画（案）は、四街道市において、排出される二酸化炭素を抑制するための基本的方向を示す計画として妥当であるとの結論に達しました。

よって、本諮問に対しては、別添の四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（案）をもって答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に十分に配慮され、四街道市が目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてより一層努力されることを期待します。

記

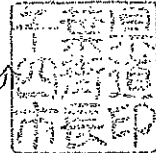
- 1 本計画の推進にあたっては、市民・事業者等に対し、本計画第5章で示している各主体の取組みの内容について、各主体にとって分かりやすい周知・啓発を行うとともに、目標実現のため、一体となって取り組むこと。
- 2 二酸化炭素の吸収に目を向け、本市の特色である里山の豊かさを活かした緑化の推進や緑地の保全等、本市らしい取組みを取り入れること。
- 3 目標値の達成に向け努力することはもとより、定量的な進捗管理手法について模索し、計画を着実に推進すること。
- 4 地球温暖化対策を取り巻く情勢は日々変化していることから、国内外の動向等を的確に把握・評価し、必要に応じて見直しを実施すること。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年2月17日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市環境審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙最終計画案のとおりとする（審議会での議論を整理、集約したものであり、また、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため）

3 その他

上記の最終計画案は、環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部環境政策課（TEL 043-421-6131）

現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 過去の市民参加手続 市民参加手続対象とした行政活動 令和4年度 (審議会等手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

更新: 2023年2月17日

令和4年度

(意見提出手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン~第2期子ども・子育て支援事業計画~中間年の見直し(案)に係るパブリックコメントの実施(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市こどもプラン~第2期子ども・子育て支援事業計画~の中間年の見直し(結果公表)

四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議(ワークショップ)

(意見提出手続) 四街道市犯罪被害者等支援条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

(審議会等手続) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会(結果公表)

「四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」に関する四街道市環境審議会への諮問

「四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」について令和5年2月2日開催の四街道市環境審議会において次のとおり諮問しました。

諮問書(PDF: 13KB)

四街道市環境審議会からの答申

令和5年2月15日開催の四街道市環境審議会において、次のとおり答申を受けました。

答申書(PDF: 38KB)

四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(案)(PDF: 2,000KB)

答申に対する市の考え方について

別紙最終計画案のとおりとする(審議会での議論を整理、集約したものであり、また、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Get Adobe Acrobat Reader Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

環境経済部環境政策課 電話: 043-421-6131

この担当課にメールを送る

ページの先頭へ

情報が 見つからないときは

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所 市役所への行き方 市へのお問い合わせ(組織案内)

開庁時間 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 電話: 043-421-2111(代表) 法人番号6000020122289

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 環境経済部環境政策課 環境保全係

行政活動の名称		四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定(令和5年度～令和12年度)			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R5年2月17日 公告第46号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R5年3月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年2月17日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	<input type="checkbox"/> その他()
実施	意見提出期間	R5年2月17日	～	R5年3月20日	31日間
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R5年3月23日 公告第62号			
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年3月23日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	<input type="checkbox"/> その他()

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

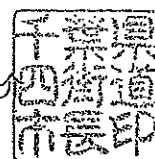
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年2月17日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

環境経済部環境政策課の窓口（市役所新館4階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
環境経済部環境政策課あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-2013
環境経済部環境政策課あて
- ③ 電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp
環境経済部環境政策課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和5年2月17日（金）から3月20日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月20日（月）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和5年3月下旬に市ホームページ等で公表。

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

環境経済部環境政策課 (TEL 043-421-6131)

くらしのアドバイス



住宅リフォーム時の注意点

住宅のリフォームに関するトラブルが多く寄せられています。慎重に検討しましょう。

①どんなリフォームがしたいか

- ✓ 傷みや不具合の優先順位、図面の準備

②どのくらいの費用が必要か

- ✓ 予算の総枠を決め、追加や変更のゆとりを持つ
- ✓ 自治体の助成制度について調べる

③事業者選び

- ✓ 複数(2~3社程度)からの相見積もり(住まいるダイヤル*の見積もりチェックサービスの活用)や、保証内容などを確認

④契約内容の確認

- ✓ 「契約書」(注文書や工事請書)は必ず書面で取り交わす
- ✓ 約款、図面、仕様書なども確認する

⑤工事の進捗状況を確認

- ✓ 現場に足を運び、状況を確認。追加や変更が生じた際は契約変更を書面で交わす

⑥工事の完了時の最終確認

- ✓ 事業者と一緒に最終確認。アフターサービスやメンテナンスについて確認

*「住まいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
月曜~金曜日10時~17時 ☎0570-016-100または☎03-3556-5147

困ったことがありましたら
早めに消費生活センターにご相談ください

☎消費生活センター ☎422-2155 (担当:産業振興課)



委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
スポーツ推進審議会	スポーツ推進についての調査や審議	2人	5年6月1日~ 7年5月31日 (2年間)	3月24日(金)まで	スポーツ青少年課 ☎424-8926
応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人 報酬など…委員報酬と交通費を支給 応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出 ※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです ※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可 ※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください					

意見募集

対象	募集期間	担当課
市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編)(案)	3月20日(月)まで (必着)	環境政策課 ☎421-6131 FAX424-2013 ✉ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp
【意見提出の対象者】 ①市内在住・在勤・在学の人 ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体 ③対象の行政活動に利害関係を有する人 【資料の配布方法】 担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可 【意見提出方法】 募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出 ※結果については、市ホームページなどで公表します ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください		



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [令和4年度](#)
(意見提出手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) に係る意見の募集

(意見提出手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) に係る意見の募集

更新：2023年2月17日

四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定により、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組むことを目的として策定するものです。
当該計画は、令和5年度から12年度までの8カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

[四街道市地球温暖化防止実行計画 \(区域施策編\) \(案\)](#)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・閲覧場所 環境経済部環境政策課窓口 (市役所新館4階)
- ・閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[四街道市地球温暖化防止実行計画 \(区域施策編\) \(案\) \(PDF: 2,000KB\)](#)

意見募集期間

令和5年2月17日 (金曜) から3月20日 (月曜)
持参の場合は、8時30分から17時15分 (土曜日、日曜日、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人 (脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書 \(ワード: 34KB\)](#)

意見書様式 (WORD) のダウンロードができます。

持参

令和4年度

- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画 \(区域施策編\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し \(案\) に係るパブリックコメントの実施 \(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編 \(案\) に係る四街道市環境審議会 \(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し \(結果公表\)](#)
- ▶ [四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議 \(ワークショップ\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市犯罪被害者等支援条例 \(案\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
環境経済部環境政策課あて
3月20日（月）必着

FAX

043-424-2013
環境経済部環境政策課あて

電子メール

メールアドレス：ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市環境経済部環境政策課あて
脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
脚注2：添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和5年3月下旬に市ホームページ等で公表します。
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。
脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境経済部環境政策課
電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[≡ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年3月23日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方
意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容
修正なし

4 その他

上記の別紙1は、環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

環境経済部環境政策課（TEL 043-421-6131）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和4年度](#)
(意見提出手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2023年3月23日

四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- ・意見提出者数0人
- ・意見提出件数0件

四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定により、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組むことを目的として策定するものです。当該計画は、令和5年度から12年度までの8カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

四街道市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

- ・閲覧場所 環境経済部環境政策課窓口 (市役所新館4階)
- ・閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[四街道市地球温暖化防止実行計画 \(区域施策編\) \(案\) \(PDF: 2.000KB\)](#)

意見募集期間

令和5年2月17日 (金曜) から3月20日 (月曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人 (脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

脚注1 国籍、年齢等は問いません。

脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係が

令和4年度

[\(意見提出手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画 \(区域施策編\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し \(案\) に係るパブリックコメントの実施 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編 \(案\) に係る四街道市環境審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し \(結果公表\)](#)

[四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議 \(ワークショップ\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市犯罪被害者等支援条例 \(案\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

ある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書 (ワード：34KB)

意見書様式 (WORD) のダウンロードができます。

持参

市役所新庁舎4階 環境経済部環境政策課窓口

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
環境経済部環境政策課あて
3月20日 (月) 必着

FAX

043-424-2013
環境経済部環境政策課あて

電子メール

メールアドレス：ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市環境経済部環境政策課あて

脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2：添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表


令和5年3月下旬に市ホームページ等で公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境経済部環境政策課

電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 経営企画部財政課 行革推進室

行政活動の名称	使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定				
概要	第3回四街道市行財政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、受益と負担の適正化を図るため施設利用料金の見直しを行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	「その他金銭の徴収に関するもの」であり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年1月31日 公告第29号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年1月31日		
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年10月1日施行	実施段階(PDCA) *4	D
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

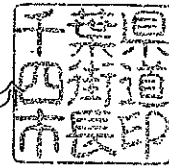
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年1月31日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

第3回四街道市行財政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに関する
基本方針」に基づき、受益と負担の適正化を図るため施設利用料等を見直すものであり、
「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。

・ 関係条例

・ 四街道市使用料条例、四街道市営霊園条例、四街道市休日夜間急病診療所条例

3 その他

上記については、

経営企画部財政課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

経営企画部財政課 (Tel. 043-421-6111)、環境経済部環境政策課 (Tel. 043-421-6131)
健康子ども部健康増進課 (Tel. 043-421-6100)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

更新：2023年1月31日

(市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

第3回四街道市行財政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、受益と負担の適正化を図るため施設利用料等を見直すものであり、「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。

- ・ 関係条例
四街道市使用料条例、四街道市営霊園条例、四街道市休日夜間急病診療所条例

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

お問い合わせ

経営企画部財政課、環境経済部環境政策課、健康こども部健康増進課
電話：043-421-6111、043-421-6131、043-421-6100


今年度

- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の樹立
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の廃止
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- ・ (市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に


▲ ページの先頭へ

関する条例の制定

- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動の名称	四街道市個人情報保護条例の廃止				
概要	個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対しても直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対して同法が直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するものであり、第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R4年12月21日 公告第322号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年12月21日		
	計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA)*4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

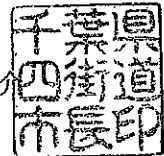
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年12月21日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市個人情報保護条例の廃止
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対して同法が直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部総務課（情報公開室）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部総務課情報公開室（Tel. 043-421-6103）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#)
[令和4年度](#) [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の廃止

更新：2022年12月21日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市個人情報保護条例の廃止

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対して同法が直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 四街道市市民参加条例

☑ 四街道市市民参加条例施行規則

お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103 (情報公開室)

令和4年度

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の樹立

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の廃止

☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定


☑ (市民参加手続の適用除外) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定

☑ (市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に


▲ ページの先頭へ

関する条例の制定

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動の名称	四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止				
概要	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止することから、同条例施行規則を併せて廃止するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
詳しい理由	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例を廃止することから同条例施行規則を併せて廃止するものであり、第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年12月21日 公告第323号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年12月21日		
計画等決定時期 *2	R5年2月20日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

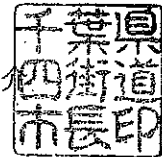
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年12月21日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例
を廃止することから同条例施行規則を併せて廃止するものであり、四街道市市民参加
条例第6条第2項第3号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

総務部総務課（情報公開室）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

総務部総務課情報公開室 (Tel. 043-421-6103)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#)
[令和4年度](#) > (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

更新：2022年12月21日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例を廃止することから同条例施行規則を併せて廃止するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [四街道市市民参加条例](#)

☑ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

令和4年度

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)

☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

関する条例の制定

- ◇ （市民参加手続の適用除外）四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ◇ （市民参加手続の適用除外）四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ◇ （市民参加手続の適用除外）四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- ◇ （市民参加手続の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ◇ （市民参加手続の適用除外）四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

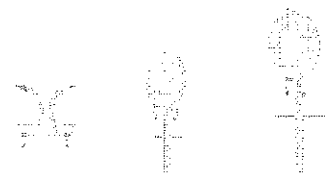
 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動の名称	四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定					
概要	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例が廃止されるため同条例を引用する四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例において所要の改正を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例が廃止されることに伴い所要の改正を行うもので、条ずれを修正する軽易なもの及び法令の基準に基づいて行うもの、並びに審査会に係る手数料に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R4年12月21日 公告第324号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年12月21日			
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

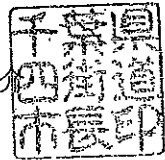
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年12月21日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

四街道市個人情報保護条例が廃止されることに伴い所要の改正を行うもので、条
ずれを修正する軽易なもの及び法令の基準に基づいて行うもの、並びに審査会に係る手
数料に関するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第1号、第3号及び第5
号に該当するため。

3 その他

上記については、
総務部総務課（情報公開室）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部総務課情報公開室（TEL 043-421-6103）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [過去の市民参加手続](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [過年度](#) ▶
令和4年度 ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

更新：2022年12月21日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

四街道市個人情報保護条例が廃止されることに伴い所要の改正を行うもので、条ずれを修正する軽易なもの及び法令の基準に基づいて行うもの、並びに審査会に係る手数料に関するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [四街道市市民参加条例](#)

☑ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

総務部総務課
電話：043-421-6101 043-421-6103 (情報公開室)


▲ [ページの先頭へ](#)

令和4年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

関する条例の制定

- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称	四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定				
概要	千葉県が定める子ども医療費助成事業事務取扱要領等の一部改正に伴い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため助成対象の拡充及び月額上限を新たに導入するものであり、本市の子ども医療費助成事業を見直すため所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	条ずれを修正する軽易なものであり第2項第1号に該当するもの、また、法令に基づくものではないものの千葉県が定める事務取扱要領等に基づいて給付を行う必要があり、結果的に法令の規定による実施の基準に準ずるものであることから第6号(第3号に準ずる)に該当するもの、並びに、自己負担額部分について、徴収ではないものの金銭の負担に係るものであることから第6号(第5号に準ずる)に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年2月2日 公告第31号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年2月2日		
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年8月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

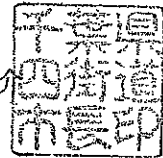
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年2月2日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第6号（第3号及び第5号に準ずる）に該当するため。

（詳細な理由）

条ずれを修正する軽易なものであり第2項第1号に該当するもの、また、法令に基づくものではないものの千葉県が定める事務取扱要領等に基づいて給付を行う必要があり、結果的に法令の規定による実施の基準に準ずるものであることから第6号（第3号に準ずる）に該当するもの、並びに、自己負担額部分について、徴収ではないものの金銭の負担に係るものであることから第6号（第5号に準ずる）に該当するため。

3 その他

上記については、

健康子ども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康子ども部子育て支援課 (Tel. 043-421-6124)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年2月2日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第6号（第3号及び第5号に準ずる）に該当するため。

詳細な理由

条ずれを修正する軽易なものであり第2項第1号に該当するもの、また、法令に基づくものでないものの千葉県が定める事務取扱要領等に基づいて給付を行う必要があり、結果的に法令の規定による実施の基準に準ずるものであることから第6号（第3号に準ずる）に該当するもの、並びに、自己負担額部分について、徴収ではないものの金銭の負担に係るものであることから第6号（第5号に準ずる）に該当するため。

参考条文

（市民参加条例第6条第2項抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関すること
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

[四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-388-8100（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)


今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市宮自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)


▶ [ページの先頭へ](#)

関する条例の制定

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

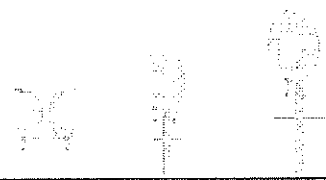
開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概要	厚生労働省令(平成26年厚生労働省令第61号及び第63号)の改正及び児童福祉法の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画策定等の義務化等、所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	基準省令における改正箇所のうち、従うべき基準に基づいて改正を行うものであり第2項第3号に該当するもの、また、参酌基準ではあるものの、当該基準は改正前の規定を具体的に明確化し最低基準の底上げを図るものであり、実質的に従うべき基準に準ずるものであることから第2項第6号(第3号に準ずる)に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年2月6日 公告第37号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年2月6日		
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年2月6日

四街道市長 鈴木陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課
後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号（第3号に準ずる）に該当するため。

（詳細な理由）

本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労
働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26
年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴うものであり、改正箇所のうち、市町村が条
例を定める際に従うべき基準であるものについては条例第6条第2項第3号に、市町村
が条例を定める際に参酌すべき基準であるものについては同項第3号に準ずるものとし
て第6号に、それぞれ該当するため。

3 その他

上記については、健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホーム
ページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（TEL. 043-379-5617）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

更新：2023年2月6日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号（第3号に準ずる）に該当するため。

詳細な理由

本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴うものであり、改正箇所のうち、市町村が条例を定める際に従うべき基準であるものについては条例第6条第2項第3号に、市町村が条例を定める際に参酌すべき基準であるものについては同項第3号に準ずるものとして第6号に、それぞれ該当するため。

参考資料

- 1. [【改め文】四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（PDF：135KB）](#)
- 2. [【新旧対照表】四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（PDF：142KB）](#)

参照条文

- （市民参加条例第6条第2項 抜粋）
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

[四街道市市民参加条例施行規則](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)


今年度

- 1. [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 2. [（市民参加手続の適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 3. [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 4. [（市民参加手続の適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- 5. [（市民参加手続の適用除外）四街道市森林整備計画の樹立](#)
- 6. [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 7. [（市民参加手続の適用除外）四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 8. [（市民参加手続の適用除外）四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 9. [（市民参加手続の適用除外）四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- 10. [（市民参加手続の適用除外）四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- 11. [（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 12. [（市民参加手続の適用除外）四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- 13. [（市民参加手続の適用除外）使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

関する条例の制定

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

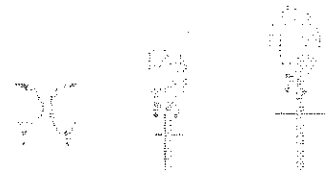
開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に係る賦課限度額を改定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改定するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R4年12月28日 公告第331号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年12月28日		
	計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA)*4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年12月28日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改定するものであり、
市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものに該当するため。

3 その他

上記については、
健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (Tel. 043-421-6125)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2022年12月28日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改定するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [市民参加条例](#)

☑ [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125 (資格保険税係) 043-421-6126 (高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400 (高齢者医療年金係 国民年金担当)

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定					
概要	健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	健康保険法施行令等の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を引き上げるものであり、支給額は法令の規定により定められていることから、第2項第3号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R5年1月17日 公告第20号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年1月17日			
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)						

市民参加推進本部コメント

適切である。

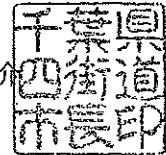
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年 1月17日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

(詳細な理由)

健康保険法施行令等の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を引き上げるものであり、
支給額は法令の規定により定められていることから、条例第6条第2項第3号に規定する「法
令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」に該当するた
め。

3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部国保年金課 (Tel 043-421-6125)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年1月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を引き上げるものであり、支給額は法令の規定により定められていることから、条例第6条第2項第3号に規定する「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [市民参加条例](#)

☑ [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125 (資格保険税係) 043-421-6126 (高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400 (高齢者医療年金係 国民年金担当)

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】環境経済部産業振興課 農政係

行政活動の名称	四街道市森林整備計画の樹立				
概要	森林法第10条の5第1項の規定に基づき、市内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、令和4年度に樹立された千葉北部地域森林計画の計画期間の始期をその始期とし、10年を一期とする市森林整備計画の樹立を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	森林法及び農林水産省令の規定により、計画をたてる際の手続等(学識経験者への意見聴取、公告及び縦覧等)について定められており、法令の規定に基づく手続を行うものであることから、第2項第6号(第3号に準ずる)に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年1月30日 公告第28号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年1月30日		
計画等決定時期 *2	R5年3月29日 樹立	行政活動実施時期 *3	R5年4月1日 開始	実施段階(PDCA) *4	P
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

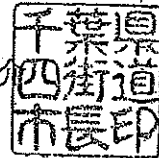
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年1月30日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市森林整備計画の樹立
- 2 市民参加条例の対象としない理由
条例第6条第2項第6号に該当するため。

（詳細な理由）

市森林整備計画の樹立については、森林法に基づき、公告及び縦覧（同法10条の5第7項において準用する同法第6条第1項）、学識経験者への意見聴取（同法10条の5第6項）、都道府県知事への協議（同法第10条の5第9項）といった計画樹立の手続きが行われることから条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

3 その他

上記については、

環境経済部産業振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部産業振興課（TEL 043-421-6133）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の樹立

(市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の樹立

更新：2023年1月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市森林整備計画の樹立

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

詳細な理由

市森林整備計画の樹立については、森林法に基づき、公告及び縦覧（同法10条の5第7項において準用する同法第6条第1項）、学識経験者への意見聴取（同法10条の5第6項）、都道府県知事への協議（同法第10条の5第9項）といった計画の変更手続が行われることから、条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☞ [四街道市市民参加条例](#)

☞ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

環境経済部産業振興課
電話：043-421-6133・6134

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市富自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動の名称	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定			
概要	第3回四街道市行財政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、市営自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料の改定等を行うため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	条例改正に合わせ字句を変更する軽易なもの、並びに市営自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。			
公表日(公告日)・公告番号	R5年1月31日 公告第30号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年1月31日	
計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年10月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>				

市民参加推進本部コメント

適切である。

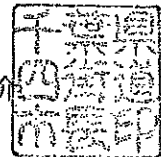
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年1月31日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

条例改正に合わせ字句を変更する軽易なもの、並びに市営自転車駐車場の定期利用に
係る利用登録を受ける場合の登録料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関す
るものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、都市部土木課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームペー
ジ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

都市部土木課 (Tel. 043-421-6143)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市宮自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市宮自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年1月31日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市宮自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため

詳細な理由

条例改正に合わせ字句を変更する軽易なもの、並びに市宮自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☞ [四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

都市部土木課
電話：043-421-6143

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市宮自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び低炭素建築物新築等計画認定制度の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの)				
	<input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの)				
	<input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)				
	<input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)				
	<input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	建築基準法の一部改正に伴う文言の修正、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、戸数単位の申請廃止及び誘導仕様基準の新設を受け区分及び金額を変更するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R5年2月3日 公告第36号		その他の公表 *1	市ホームページ R5年2月3日	
	計画等決定時期 *2	R5年3月24日制定	行政活動実施時期 *3	R5年3月28日公布 R5年3月28日施行	実施段階(PDCA) *4
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和 5年 2月 3日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

建築基準法の一部改正に伴う文言の修正、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、戸数単位の申請廃止及び誘導仕様基準の新設を受け区分及び金額を変更するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

都市部建築課 (Tel. 043-421-6144)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#)
令和4年度 (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年2月3日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

建築基準法の一部改正に伴う文言の修正、また、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の推進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、戸数単位の申請廃止及び誘導仕様基準の新設を受け区分及び金額を変更するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☎ 四街道市市民参加条例

お問い合わせ

都市部建築課
電話：043-421-6144・6147

令和4年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の適用期限が3年間延長されることなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R5年3月20日 公告第58号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年3月20日		
計画等決定時期 *2	R5年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R5年3月31日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA)*4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の適用期限が3年間延長されることなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
P100				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年3月20日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）につ
いて、特例の適用期限が3年間延長されることなど、市税の賦課徴収に関して法令の
基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なも
のであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel. 043-421-6114・6116・6117)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年3月20日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の適用期限が3年間延長されることなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☞ [市民参加条例](#)

☞ [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

課税課

電話：043-421-6114（市民税係）、043-421-6116（土地係）、043-421-6117（家屋係）

今年度

- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☞ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の決定に伴う関係条例の整備に](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、根拠となる法令引用条文の項ずれを反映させるものであり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R5年3月20日 公告第59号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年3月20日		
計画等決定時期 *2	R5年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R5年3月31日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、根拠となる法令引用条文の項ずれを反映させるものであり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年3月20日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、根拠となる法令引用条文の項ずれを反映させるものであり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 市民参加条例

☑ 市民参加条例施行規則

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：043-421-6116（土地係：土地に関すること） 043-421-6117（家屋係：家屋・償却資産に関すること）

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の樹立](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の廃止](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市富自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に](#)

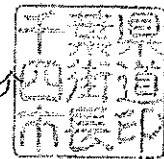
▲ [ページの先頭へ](#)

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年3月20日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、根拠となる法令引用条文の
項ずれを反映させるものであり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、
また市税の賦課徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び5号に
該当するため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel 043-421-6116・6117)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するため所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を改正するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年3月15日 公告第56号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年3月15日		
計画等決定時期 *2	R5年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R5年3月31日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA)*4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 国民健康保険係

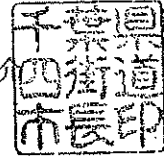
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い国民健康保険税の軽減判定所得を改正するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年3月15日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を改正するものであり、
市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課（Tel 043-421-6125）

現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 市民参加手続の対象としない行政活動 今年度 (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年3月15日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
(1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

健康こども部国保年金課
電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125 (資格保険税係) 043-421-6126 (高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400 (高齢者医療年金係 国民年金担当)

この担当課にメールを送る

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の樹立

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の廃止

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に

ページの先頭へ

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市地域防災計画の改訂② 四街道市国土強靱化地域計画の策定(第2期 令和6年度～令和10年度) 四街道市国民保護計画の改訂			
概要	自然災害や武力攻撃等から市民の生命・財産を守るための施策の推進や体制の整備等についての基本的な指針として、既存の計画の改訂もしくは更新を図るもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	パブリック・コメント	計画案に対する市民等の意見聴取のため	市民等	R5年11月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)	ワークショップ方式による会議	市民等の意見を計画策定・改訂の参考とするため	市民等	R5年7月～9月
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定			
概要	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの。(計画期間:令和6年度から令和8年度)			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月策定 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	市民の意見を聴取するため	市民等	R6年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	R5年6月～R6年2月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	市民アンケート	市民の意見を聴取するため	市内在住の要支援・要介護認定者(1,600名)	R5年5月～6月
その他の方法(第5号)	介護団体・事業者意見聴取	市民・介護事業者の意見を聴取するため	介護団体・事業者	R5年6月～7月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部社会教育課 学習振興係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市生涯学習推進計画(第4次)の策定			
概要	四街道市生涯学習推進計画(第3次)が、令和5年度に終了するため、令和6年度を初年度とする四街道市生涯学習推進計画(第4次)を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設定計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市生涯学習推進計画(案)に係るパブリックコメント	計画最終案段階での市民意見聴取のため	市民等	R5年11月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市生涯学習審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員10名 公募委員2名	R5年6月～10月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

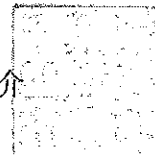
四街道市公告第149号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和5年度市民参加手続の実施
予定等について、下記のとおり公表する。

令和5年6月6日

四街道市長 鈴木 陽介



記

- 1 令和5年度市民参加手続の実施予定
別表1のとおり
- 2 令和4年度市民参加手続の実施状況等
別表2、別表3のとおり
- 3 令和4年度市民提案手続の提案状況
別表4のとおり

No.	行政活動		行政活動の類型 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
1	四街道市地域防災計画の改訂①	現行の四街道市地域防災計画において、災害対策基本法の改正及び本市組織機構の改正等により不整合となっている部分等の改訂、ならびに令和元年の台風激甚等の教訓を踏まえた改訂等を行うもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和5年5月	危機管理室
2	四街道市地域防災計画の改訂② 四街道市国土強靱化地域計画の策定(第2期 令和6年度～令和10年度) 四街道市国民保護計画の改訂	自然災害や武力攻撃等から市民の生命・財産を守るための施策の推進や体制の整備等についての基本的な指針として、既存の計画の改訂もしくは更新を図るもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 市民会議手続	令和5年11月 令和5年7月～9月	危機管理室
3	四街道市総合計画の策定	四街道市総合計画(基本構想・平成26年度～令和5年度・後期基本計画・令和元年度～5年度)の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 意見交換会手続(タウンミーティング) 審議会等手続	令和5年12月 令和5年5月 ～令和5年10月	経営企画部 政策推進課
4	第9次四街道市行政改革推進計画の策定(令和6年度～令和10年度)	厳しい財政状況を改善し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、行政改革を推進する具体的な施策、改革項目等について定める第9次四街道市行政改革推進計画を策定するもの。(掲計画期間令和元～5年度/今回計画期間令和6～10年度)	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年10月 ～令和5年8月	経営企画部 財政課
5	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの。(計画期間:令和6年度から令和8年度)	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法(市民アンケート) その他の方法(意見聴取)	令和6年2月 令和5年6月～令和6年2月 令和5年5月～6月 令和5年6月～7月	福祉サービス部 高齢者支援課
6	第2次健康よつつかいど21プラン中間評価及び計画改定	健康増進法、歯科口腔保健推進法及び自殺対策基本法に基づき健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・自殺対策計画の3計画を一体化した「第2次健康よつつかいど21プラン」(平成30年度～令和9年度)の中間評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行うもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和6年2月～3月 ～令和6年1月	健康こども部 健康増進課
7	第3次四街道市環境基本計画の策定(令和6年度～令和15年度まで)	四街道市環境基本条例に基づき、次期(期間:令和6年度から令和15年度まで)の本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための計画を定めるもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 市民会議手続	令和6年1月～2月 ～令和5年12月 ～令和5年7月	環境経済部 環境政策課
8	四街道市都市計画マスタープランの策定(令和7年度～25年度)	都市計画法第19条の2の規定により市町村に義務付けられている「都市計画に関する基本的な方針(全体構想・地域別構想等)」を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 市民会議手続 その他の方法(策定委員会) その他の方法(意見募集)	令和6年9月 令和7年1月 令和5年10月～令和6年2月 令和5年4月～6年12月 令和5年10月	都市部 都市計画課
9	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育基本法(第17条第2項)に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。現在の教育振興基本計画の期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな計画を策定する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年10月 ～令和5年8月	教育部 教育総務課

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
10	四街道市生涯学習推進計画(第4次)の策定	四街道市生涯学習推進計画(第3次)が、令和5年度に終了するため、令和6年度を初年度とする四街道市生涯学習推進計画(第4次)を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年11月 令和5年6月～10月	教育部 社会教育課

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すること又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づき規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期		実施結果	担当課
	名称	概要						
1	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定	本市は2050年のカーボンニュートラルを宣言しており、その実現に向け、市、市民、事業者等が積極的に温室効果ガスの削減に取り組むよう中間計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年2月17日～令和5年3月20日 令和5年2月2日～令和5年2月15日	意見提出 0人、0件 2回開催、 委員13人	環境経済部 環境政策課	
2	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し	子ども・子育て支援法第61条の規定により令和2年3月に策定した本計画は、「教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)」において、支給認定を受ける児童の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要になるとされている。令和4年9月18日付けで内閣府より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」について、各基礎に見直しの要否を検証したところ、計画で定めた量の見込みと実績値の間に乖離がみられたため、計画の一部見直しを実施するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年2月14日～令和5年3月16日 令和4年8月4日～令和5年2月2日	意見提出 0人、0件 3回開催、 委員15人	健康こども部 子育て支援課	
3	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	フルタイム共働きが増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込時における面接規定及び保育所等利用調整基準を改正するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和4年5月13日～令和4年6月13日	意見提出 0人、0件	健康こども部 保育課	
4	四街道市犯罪被害者等支援条例の制定	市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるもの。	第6条 第1項 第2号	意見提出手続 審議会等手続	令和4年11月1日～令和4年12月1日 令和4年8月30日～令和4年10月6日	意見提出 0人、0件 2回開催、 委員15人	総務部 自治振興課	

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを含む内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づき規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は改廃

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

No.	行政活動		施行時期	行政活動の種類 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定	千葉県ひとり親家庭医療費等助成事業実施要領の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費助成について、規則で定める療養の程度を定める基準が追加されたため所要の改正を行うもの。	令和4年5月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第1号 及び 第6号	法令に基づかないものでないものの、千葉県が定める要領に基づいた対応が必要であり、その方法に市の数量はなく具体的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要領と表頭を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。	健康こども部 子育て支援課
2	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	収入の減少及び費用の増加による経営状況の変化により、損益計算上で赤字が発生する見込みであることに伴い、令和5年4月1日より下水道使用料の改正を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第8条 第2項 第5号	経営状況の変化に伴い下水道使用料の改正を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。	上下水道部 経営業務課
3	四街道市医薬物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を「納付書方式」から「シール券方式」に移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第5号	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すものであり、第2項第5号「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。	環境経済部 クリーンセン ター
4	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所定の改正を行うもの。	令和4年10月	第6条 第1項 第4号	第6条 第2項 第1号 及び 第5号	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条の項ずれを修正するもの及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。	都市部 建築課
5	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改正及びその他所定の規定を準備するもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第5号	「その他金銭の徴収に関するもの」であり、第2項第5号に該当するため。	教育部 指導課
6	使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	第3回四街道市行政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、受益と負担の適正化を図るため施設利用料金を見直しを行うもの。	令和5年10月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	「その他金銭の徴収に関するもの」であり、第2項第5号に該当するため。	経営企画部 財政課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の種類 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
14	四街道市森林整備計画の樹立	森林法第10条の5第1項の規定に基づき、市内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、来年度樹立予定の千葉北部地域森林計画の計画期間の始期をその始期とし、10年を一期とする市森林整備計画の樹立を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第1号	第6条 第2項 第6号	森林法及び農林水産省令の規定により、計画をたてる際の手続き等(学識経験者への意見聴取、公告及び縦覧等)について定められており、法令の規定に基づいた手続を行うものであることから、第2項第6号(第3号に準ずる)に該当するため。	環境経済部 産業振興課
15	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定	第3回四街道市行政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、市営自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を定める場合の登録料の改定等を行うための所要の規定を整備するもの。	令和5年10月	第6条 第1項 第3号	第6条 第1項 及び 第5号	条例改正に合わせ字句を変更する軽易なもの、並びに市営自転車駐車場等の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。	都市部 土木課
16	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び低炭素建築物新築等計画認定制度の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 及び 第5号	建築基準法の一部改正に伴う文言の修正、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、戸数単位の申請廃止及び登録員等基礎業務の新設を受け区分及び金額の変更するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。	都市部 建築課
17	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 第3号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリッド化後例(軽課)の適用期間が3年間延長されることなど、市税の賦課徴収に関する法令の改正に基いて改正するもの、また、市税の改正に伴う引当金の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
18	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 第3号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うもので、根拠となる法令(引当金の項)を互換させるものであり、課税か収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
19	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減判定所得基準等を改正するため所要の規定を整備するもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減判定所得を改正するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国民年金課

(注1)《行政活動の種類》

- 第6条第1項による区分
- 第1号 市の基本構想
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づき「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は改更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項
上記以外の行政活動

(注2)《対象としない根拠》

- 第6条第2項による区分
- 第1号 軽易なもの
- 第2号 緊急に行わなければならないもの
- 第3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて
- 第4号 市の機関(内部)の事務処理に関するもの
- 第5号 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 第6号 その他前各号に準ずるもの

令和4年度 市民提案手続の提案状況

[別表4]

第1回提案手続

期間: 令和4年5月16日(月)~6月15日(水)

提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間: 令和4年11月15日(火)~12月16日(金)

提案はありませんでした。

